

## 障がい者制度改革推進会議(第2回)議事録(抜粋)

○佐藤委員 日本社会事業大学の佐藤久夫です。モニタリングの基礎としての総合的な障害者実態調査が重要だということは室長も、今、言われたとおりなんですけれども、同時に障害者権利条約の第31条は障害者がこの統計を活用できるようにしなさいと書いていますので、使いやすいように公表するということが是非必要ではないかと思います。

例えば、視覚障害を持つ女性がどのくらい働いているのか。男性と比べてどうなのか、一般国民の障害のない女性と比べて就労率がどうなのか。などなど、いろんな団体は、細かい細分化したトリプルクロスの集計などがほしいんだろうと思うんです。そういうものを自分たちの目的に応じて分析し直して、それを政策の見直し、モニタリングに使えるようにする、そういうような活用が保障されるようなデータの公表の仕方、これは、紙に印刷したものを配るというだけではなくて、生のデータをプライバシーに配慮しながら、再分析し直せるような形で返す。また、細かいクロスができるためには、相当サンプルの数多くしなければいけないので、そういうことも是非配慮しながらやるということが必要かと思っています。

以上です。

○藤井議長代理 では、勝又構成員。

○勝又委員 勝又です。ただいま、統計について佐藤委員の方から御提案がありましたけれども、私は総合的な障害者の実態調査よりは、基本的にすべての国民を対象にした調査の中で、障害を持つ方々がどういう位置に在るのがわかるような調査を整備すべきだと思います。

そうしませんと、障害がある対象だけで分析をいたしますと、全体における障害者の状況というのがよくわかりません。

それから、去年、統計法が変わりまして、統計法の中では公的な統計を政策、それから研究などに使わせていこうという動きがあります。そういう状況の中で、プライバシー保護は非常に重要になっております。また、全体の政策の中で障害者をどうふうにしていくべきかという全国的な議論を起すという意味でも、一般の全国民を対象にした調査の中で、障害者を識別できる調査が実施されるべきだと思います。付け加えまして、現在、全国民を対象にした多くの公的調査がございますけれども、果たして調査の結果に本当に障害者が含まれているのかどうか。つまり、例えば調査が、郵送調査でございますと、その郵送調査に対して障害者はちゃんと答えているのかどうか。面接調査でしたら面接をうける人の中に障害をお持ちの方が入っているのかどうか、そういうことも併せて点検するという意味が、全国民を対象にした調査にはあると思います。

○藤井議長代理 佐藤構成員、今の意見で何かありますか。

○佐藤委員 難しいところですね。全国民を対象とした、例えば国勢調査などで、障害の有無を聞いて障害のある人とない人と比較して、就労率だとか、所得だとか、外出状況などを比較すると、参加の違いがどうなっているかということがよくわかる。権利条約では、障害のない人と比べて社会参加はどうなっているかということを見なさいというふうに言っているので、権利条約のモニターとしては、今、勝又さんが言われたような総合的な、障害者だけを対象にしたのではない調査が必要なので、そうすると国民生活基礎調査だとか国勢調査などに障害の有無を尋ねる項目を入れて調査をするということが1つ考えられるわけですが、だけれども、同時に、例えばどんな補装具が必要かだとか、障害者独自のいろんな細かいことを聞こうとすると、やはり障害者実態調査が必要になってくるということがあるのかなと。

ですから、カナダとかニュージーランドでやっているようなスクリーニング調査的なもので、まず第1次調査をやって、そこで障害の有無を聞いて、障害のある人により詳しいフォローアップ調査をやるというような組み合わせとか、いろんな工夫があり得るのかなと思います。

○藤井議長代理 どうぞ。

○新谷委員 私もモニタリング機関の中の1つの項目として調査統計があるという理解はしていませんでした。ですから、佐藤さんのこれを見て少しびっくりしたのですが、私は、調査統計は障害者基本法に書き込む基本施策の1つとして挙げるもので、モニタリング機関の中の項目ではないと思っていました。モニタリング機関から、こういう調査をやりなさいという提言はあったとしても、実働部隊は、例えば統計局とか、そういうところのいろんな国家機関を使ってやらないといけない。それから、地方行政との関係もあります。

そういうことで、モニタリングという機関にとって本当に大事なものと、それから、全般的な国家施策の中でやるものと、そういう重なり具合が少しわからなかったのも、私は基本施策の1つかなと思いました。

○藤井議長代理 佐藤構成員。

○佐藤委員 私もそのモニタリングのところはこの意見が含まれていたのも、ちょっとびっくりしたんですけど、モニタリングというのは、権利条約の実行のモニタリングですね。障害者施策、障害者に対するいろんな制度イコール権利条約の実行なのか。もう一つそこには権利条約の実行に含まれないようなものも含まれるのか。いずれにしろ、今、国の方で5年に1回身体障害者実態調査、知的障害者の実態調査をやっていて、精神のほない、勿論、難病もないというような、これで長期計画のモニタリングができるのかと思っていたので、この基本法の見直しの中で、より総合的な権利条約の実行ということだけに限らず、より総合的な施策の見直し、評価に実態調査を使うべきではないか。予算が

増えたということでは済まないだろう、施策評価は生活実態の評価で行うべきという発想なんです。

ただ、権利条約のモニタリングにとっても、障害を持った人たちが働けるようになったのか、外出ができるようになったのか、好きなところに住めるようになったのかということをきちんと調べないとモニタリングにならないので、この実態調査は非常に重要だということは、東室長が言われたとおりだと思います。

**○藤井議長代理** これは、議論が食い違うというよりは、恐らくモニタリング機能に関して、もともと純化して議論をする。

ただし、実証的、エビデンス、証拠に基づいたモニタリングという点で言うと、この国は余りにも実態把握が弱過ぎるという点で、言わばモニタリングの裏打ちという点で関連部分としてこれは位置づける。今後、これに対して更に、今日はモニタリングの機能まで十分に深められておりませんから、機能の純化した議論と、同時に、この関係部分という点で31条、統計、蓄積、データ、更にそれは権利条約の部分だけなのか、政策、制度全般のチェックなのかというのも今後またしていくということ。この件に関しては、そういう課題を残して終わってまいります。